

平成30年第2回水巻町議会 定例会 会議録

平成30年第2回水巻町議会定例会第4回継続会は、平成30年6月22日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	9番	井手幸子
2番	出利葉義孝	10番	住吉浩徳
3番	廣瀬 猛	11番	入江 弘
4番	水ノ江 晴 敏	12番	津 田 敏 文
5番	松 野 俊 子	13番	古 賀 信 行
6番	久保田 賢 治	14番	近 藤 進 也
7番	小 田 和 久	15番	柴 田 正 詔
8番	岡 田 選 子	16番	舩 津 幸 宰

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係 長 ・ 藤 井 麻 衣 子

主 任 ・ 原 口 浩 一

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
副 町 長	吉 岡 正	健 康 課 長	内 山 節 子
教 育 長	小 宮 順 一	建 設 課 長	荒 卷 和 徳
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	産 業 環 境 課 長	増 田 浩 司
企 画 財 政 課 長	篠 村 潔	上 下 水 道 課 長	河 村 直 樹
管 財 課 長	原 田 和 明	会 計 管 理 者	山 田 浩 幸
税 務 課 長	大 黒 秀 一	生 涯 学 習 課 長	村 上 亮 一
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	学 校 教 育 課 長	吉 田 功
地 域 ・ こ ど も 課 長	山 田 美 穂	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	古 川 弘 之

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

平成30年6月定例会 (第2回)

第4回継続会

本会議 会議録

平成30年6月22日

水 卷 町 議 会

平成 30 年 第 2 回水巻町議会定例会 第 4 回継続会 会議録

平成 30 年 6 月 22 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 16 名、定足数に達していますので、只今から平成 30 年第 2 回水巻町議会定例会第 4 回継続会を開きます。

日程第 1 議案第 26 号

議 長（白石雄二）

日程第 1、議案第 26 号 水巻町役場事務分掌条例の全部改正についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。船津議員。

総務財政委員長（船津 宰）

議案第 26 号 水巻町役場事務分掌条例の全部改正について、6 月 19 日の総務財政委員会において、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

今度の条例改正は、16 課 35 係から 18 課 37 係へのそういう事務機構改革ですけれど、町長が説明された際に少子高齢化に対応するためのものも含まれていると言われたんですけど、この事務機構改革によって、人口減を今まで以上食い止めることができるか。もう一点は――。

議 長（白石雄二）

古賀議員、これは委員長質問ですか。

13 番（古賀信行）

委員長質問って、当局、町に質問ですよ。

[「答えるのは委員長。」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

委員長質問です。ほかにございませんか。

13 番（古賀信行）

委員長質問でいいです。私、総務財政委員会に出られないから。出られてないから。

議 長（白石雄二）

内容に対する質問ですか。

13 番（古賀信行）

今の発言に対する質問です。だから、事務機構改革によって少子高齢化の対応とか言われたからです。これに対する――。

議 長（白石雄二）

審議に対する質問ですか。

13 番（古賀信行）

はい。当局側がそう言われたから、その中でも、結局、委員会側も把握していると思うんです。町の行政を。この事務機構改革の内容を。だから、当然答えるべきと思うんです。だから、この事務機構改革によって、人口減のパーセントを、人口減これ以上食い止めることができるか、また、住民がこの機構改革によって住みやすくなるかお尋ねします。以上です。

議 長（白石雄二）

古賀議員、今のものは質疑になってないと思うんです。古賀議員。

13 番（古賀信行）

私が今、懸念したことが、委員会で審議されたかどうかお聞きします。

議 長（白石雄二）

船津議員。

総務財政委員長（船津 宰）

お答えいたします。6月19日の総務財政委員会において執行部から説明がっておりますし、慎重に審査しましたのでご報告いたします。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにございませんか。質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。近藤議員。

14 番（近藤進也）

14 番、近藤です。私はこの案について反対をいたします。実は、これまでも行財政改革が進められてきました。まさにこれに逆行する方向だと思っております。議員定数も削減、職員数も削減の方向に向かっておりました。かつて皆さんご存じかと思えます。もともと電子化を図ることで、随分と費用が投入されてきました。

事務分掌はむしろ簡略化を図り、そして仕事がスピーディに物事が進められるように、ファイルもすべて電子化を図ってきた。そのことによって財政がかなり逼迫したこともあります。当然の投資ですから、人員が減ればその分、電子化を図ることで、賄っていけるはずだったんです。むしろ、それに逆行して人員をまた増やしていくということは、職員の力が劣ってきたのか、住民のニーズに対応しきれない、今のままでは、ということは、能力の低下が叫ばれているのではないかというふうに思います。

むしろ、これまでも歴代町長がやってきたことは、少数精鋭、職員が専門家になっていくと、そういった知識を高めていただきたいということだったはずなんです。それもむしろ、美浦町長だって議員のときから職員の削減については、行財政改革の一環だということで、随分と議会でも議論があり、それには賛成してきたはずなんです。にもかかわらず人口減、そしてこれから地方交付税も削減される、年金も下がる、そういった状況の中で職員だけがこのように手厚くされるということは、いかがなものかと思えます。厚待遇のことを言っているんじゃないかと、職員の数が必ずしも増やすことがいいのか、あるいは係を増やすことだけでも、その管理能力が問われているということです。そのことの意味でも、もう少し職員の研修を高めて、能力を高めていただきたいと思えます。よって事務分掌条例については、反対をいたします。

議 長（白石雄二）

ほかにございませんか。岡田議員。

8 番（岡田選子）

8 番、岡田選子です。議案第 26 号 水巻町役場事務分掌条例の全部改正につきまして、日本共産党を代表いたしまして賛成討論を行ないます。

総務財政委員会で 2 課 2 係が増え、課長、係長の人件費が増大することに疑問の意見が出されました。法改正等に伴う行政事務の煩雑さや社会の変化に伴う行政ニーズの対応など、現場の声に基づき、時間をかけて検討される事務機構改革が、適宜実施されることは町の行政サービスの充実とともに、町民の福祉の向上にとって重要であることと考えます。課長、係長が自分自身だけではなく、職員の能力の向上に努めることは当然であり、特に上に立つ者の仕事に対する姿勢が部下に与える影響は大きく、職員のモチベーションに関わります。

そこで 1 つ、再任された副町長の仕事について、一言申し上げます。町民や議会からも仕事が見えない、このような声を聞くことがあります。1 期 4 年間の行政経験を積んでこられました。ぜひ、今機構改革の先頭に立つべく、町民にも見える副町長としての行政手腕を発揮していただくことを期待しております。

今回の機構改革が町の一層の行政サービスや職員の対応等に対し、住民の満足に十分足り得

るものになることを期待し、賛成討論といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにございませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

私は反対の立場から討論をいたします。機構改革をしたからといって、町の事務が能率的に行なわれると私は思っておりません。また、住民サービスが向上するとも思っておりません。なぜならば、私はいっぱい他町を調べています、全国の。実際歩いて見聞してきています。水巻町の数倍ある、ある町では水道の職員は1人しかいません。また、現在水巻町は、年間5千万近くの調査設計を使っています。これは役場の職員の能力があれば、設計なんかできるはずで

す。それは、私は下関市や兵庫県豊岡市、兵庫県の県警のそういう建物の証拠写真を撮ってきています。それは建物の横に兵庫県警のある部が設計したと書いているんですよ。建物の横に。それは、役所の役人が設計したことを示していることです。私はずっと長いこと、この町を見てきていますけれど、町の関係する庁舎、いろんな建物がありますけれど、どれ1つとして、町の建築士が設計した建物はありません。歯がゆい思いです。

だから私はいつも言っています。能力ある職員を育てないといけない。私は執行部に何回も言いました。だから、そういう能力ある職員を育てれば――。

議 長（白石雄二）

古賀議員、能力がある者を育てるとか、そういう言葉は使わないでください。

13 番（古賀信行）

どうしてですか。能力のある職員を育てないといけないでしょうも。能力がないからしないのでしょ。あつたらさせるでしょ――。

議 長（白石雄二）

能力がないという、その言い方は失礼でしよ。

13 番（古賀信行）

何ですか。

[「関係ないやないですか。」と発言する者あり。]

13 番（古賀信行）

関係ない、発言しているから。何で議長がそう言うんですか。能力があつたらさせるでしよ。

[「しゃべらせたらいいやない。」と発言する者あり。]

13 番（古賀信行）

だから、町の職員ができることは、仕事をやらせる。こういうことをすれば、そういう機構改革をしなくても職員の能力を十分1人1人引き出せば、使わなくていい金もいいと思います。よって、この議案第26号には反対いたします。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかに、討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第26号 水巻町役場事務分掌条例の全部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第26号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第2 議案第27号

議 長（白石雄二）

日程第2、議案第27号 事務機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長長の審査報告を求めます。船津議員。

総務財政委員長（船津 宰）

議案第27号 事務機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、6月19日の総務財政委員会において、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第27号 事務機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賛成多数と認めます。よって、議案第27号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第3 議案第28号

議長(白石雄二)

日程第3、議案第28号 水巻町周遊拠点施設設置及び管理条例の制定についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。総務財政委員長。

総務財政委員長(船津 宰)

議案第28号 水巻町周遊拠点施設設置及び管理条例の制定について、6月19日の総務財政委員会において、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことをご報告いたします。

議長(白石雄二)

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

13番(古賀信行)

私は反対の立場から討論をいたします。この施設を設置された町の目的は、町外から人を呼び寄せることが目的だと思います。町内ももちろんですけど。私はこの周遊拠点の施設ができましたけれど、果たして人が寄って来るかどうか疑問なんです。なぜならば、私はいろんなやさい畑を、この近く見て回っています。遠くには糸島市、それから唐津、あの付近まで足を延ばして見て回っています。そしてお客さんの集まり具合を見ているんです。

そして最近耳にすることは、あるJAの店舗の売上げが少なくなって、レジの人が半数近く代わったことを聞いています。ということは、そこで働いている人自身が不安を抱いているわけですよ。要するにこういうサービスものということは、値段の問題、それから環境の問題、いろいろあるんです。

だからそういう点で、これより若干離れますけれど、水巻の図書館は非常に利用率が多いです。けれど約6割は北九州なんです。なぜかと言えば北九州市の元厚生年金病院の跡の図書館に行けば、30分以上経ったら駐車料金をとられるんです。水巻町は駐車料金がいないから、北九州の人が安心して来ていると思います。

公園もしかりです。北九州は、公園はほとんど駐車場がありません。水巻町は駐車場があるから、北九州や他町から来てくれると思います。それは無料だから来ているわけです。この施設ができたからといって、多大なお金を投資していますけれど、これが国からの助成金も入っ

ています。これが果たして、これにつぎ込んだ金を取り戻せるのか、私は、疑問を持っているんです。そういう点では私は、私自身の個人の判断ですけれど、できないと思っているんです。

だから、国も借金がある、県も借金がある、町も借金がある。こういう中で、できるだけ後世の子どもたちに借金を残さないようにしていくことが、私の政治課題の1つなんです。そういう点でもって、この条例の制定には反対といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

近藤議員。

14 番（近藤進也）

賛成の立場からご意見いたします。このマルシェということについては、十分よく検討していただきたいんです。やることについては反対ではありません。しかし、いくら国の交付金のばらまきによって、どの町もマルシェ、マルシェで同じものばかり作っているんです。

ですから、本当にこの町にとって特色のあるものか、猪熊地区の地域の活性化のためには、当然、店がないということで、大変皆さん、住民の方も困っていますけれども。それに合わせるものでなくて、こういったレストランか喫茶店か何か分かりませんが、水巻の特色じゃないんです。

国がばらまいているそのお金をどう使うかということで、隣町もどこでもマルシェだけで、水巻が特別マルシェを開くわけじゃありませんので、そこのところもう少し十分中身を吟味して精査しながら、いいものを作っていただきたい。

この件だけでなく、これからも国からの交付金については、十分な町に費用対効果のある事象を、よその例を確認してやっていただきたいと思います。何でも公共施設ばかり作っていいものじゃありませんので、その分また管理費がかかってくるわけですから、そのことを十分な検討材料としてご意見申し上げて、賛成といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにございませぬか。討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 28 号 水巻町周遊拠点施設設置及び管理条例の制定について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって、議案第 28 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 4 議案第 29 号

議 長（白石雄二）

日程第 4、議案第 29 号 水巻町道路、河川その他の行政財産の使用料及び占用料徴収条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。船津委員長。

総務財政委員長（船津 宰）

議案第 29 号 水巻町道路、河川その他の行政財産の使用料及び占用料徴収条例の一部改正について、6 月 19 日の総務財政委員会において、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

私は、反対の立場から討論いたします。この条例改正案は現行の条例になかったところに、新たに水巻町周遊拠点施設の飲食店、別に定める額及び店舗分を加えるという条例が加わったわけです。私はそもそも周遊拠点には反対しているから、これに関連した条例だから、以上をもって反対といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにございませんか。討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 29 号 水巻町道路、河川その他の行政財産の使用料及び占用料徴収条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって、議案第 29 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 5 議案第 30 号

議 長（白石雄二）

日程第 5、議案第 30 号 水巻町税条例等の一部改正についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。船津委員長。

総務財政委員長（船津 宰）

議案第 30 号 水巻町税条例等の一部改正について、6 月 19 日の総務財政委員会において、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。岡田議員。

8 番（岡田選子）

8 番、岡田選子です。議案第 30 号 水巻町税条例等の一部改正について、日本共産党を代表いたしまして、反対討論を行ないます。まず、固定資産税の生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援についてです。

これは、町が策定した計画に基づき、町内の中小企業が一定の設備投資を行なった際、固定資産税が 3 年間に渡って全額免除されるものです。この制度が町内約 500 法人ある町内中小企業のうちの一部企業に特化されることなく、職種を問わないとするこの制度をより多くの企業が有効に活用し、業績の向上と賃金上昇、また、雇用の創出など町内経済の活性化に繋がる制度となるよう、町としてできるだけの支援を行なっていただきたいということ、まず最初に要望しておきます。

次に個人町民税の控除額の見直しについてです。高額所得者の基礎控除が逡減、消失するなど、賛成できる内容も含まれておりますが、給与所得控除が最高となる給与収入を 1 千万円から 850 万円に引き下げ、控除の上限額を 220 万円から 195 万円に引き下げること賛成できません。

町内では年収 850 万円以上の方が 345 人、そのうち 198 人が増税になるとのことです。給与所得者の控除が縮小され、中間層への増税となります。年収 850 万円以上は高額所得者層だと財務省の法案説明資料に書かれていたといえます。

かつて国は、年収 700 万円、800 万円は中堅所得者層だとして、勤労世代のやる気と活力を十分発揮してもらうために、極めて重要であると減税を行なってきた時代がありました。年収 850 万円がいつの間にか高額所得者層になってしまっています。中間層を含むサラリーマンに増税するのではなく、株の譲渡益や配当で巨額の収入を得ている超富裕層への課税を強化すべきだと考えます。よって本議案に反対といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにございませんか。討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 30 号 水巻町税条例等の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって、議案第 30 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 6 議案第 31 号

議 長（白石雄二）

日程第 6、議案第 31 号 水巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、文厚産建委員会に付託していただきましたので、文厚産建委員長の審査報告を求めます。廣瀬議員。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

議案第 31 号 水巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、6 月 18 日の文厚産建委員会において、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。井手議員。

9 番（井手幸子）

9 番、井手幸子です。私は議案第 31 号について、反対の立場から討論を行ないます。放課後児童クラブの支援員について、現行では、1 学年 2 人以上の有資格者を配置、そのうちの 1 人を、高卒以上で 2 年以上学童保育に従事した補助員に代えることができるとされています。これに対し、改正案は、学歴は問わず 5 年以上学童保育に従事した者を、補助員として配置することができるようにするというものです。

放課後児童クラブは、児童福祉法や児童の権利条約に基づき設置され、運営されるものであり、大人の責務において子どもの最善の利益が保障されなければなりません。そのためには指導員の資質の確保が重要と考えます。

学童保育は、子どもたちにとって安全で安心して過ごせる場でなければならず、ただ単にケガをさせないだけではなく、子どもたちが、素直に自分が出せ、楽しさや喜びを体験できる場であればなりません。

指導員は子どもたちにしてあげるものではなく、子どもたち自身が生活や遊びをつくることのできる、主体性を育てる支援を行なうことが求められます。子どもたちは 1 年生から 6 年生までの異年齢の子どもたちとの関わりを体験し、成長します。このことを現場で支援することが指導員の役割であり、それは常に向上されるものでなければなりません。

改正案にある補助員は、支援員を補助する立場とはいえ、日々子どもたちとの生活の場においては、支援員であれ、補助員であれ、子どもたちには関係がなく、常に指導員の素養が求められます。国の改正案の要因となった指導員不足については、指導員が安心して働くことができるプロ意識をもって従事できるような、処遇改善を行なうことが優先です。

また、開会中の今国会で学童保育連絡協議会は、学童保育の従うべき基準を堅持することを求める請願書を18万5千筆の署名を添えて提出しました。これは1学童2名以上の有資格者の配置を定めた従うべき基準を、今回、国が進めようとしている参酌化に反対するもので、全国的な一定水準の質の確保を求める内容です。

このように全国的にも保護者、指導員、関係者が異議を唱えている条例改悪には賛成することができません。よって議案第31号には反対とします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第31号 水巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

賛成多数と認めます。よって、議案第31号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第7 議案第32号

議 長（白石雄二）

日程第7、議案第32号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の変更についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。船津議員。

総務財政委員長（船津 宰）

議案第32号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の変更について、6月19日の総務財政委員会において、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第32号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の変更について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 32 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 8 議案第 33 号

議長(白石雄二)

日程第 8、議案第 33 号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。船津議員。

総務財政委員長(船津 宰)

議案第 33 号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について、6 月 19 日の総務財政委員会において、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことをご報告いたします。

議長(白石雄二)

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 33 号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 33 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 9 議案第 34 号

議長(白石雄二)

日程第 9、議案第 34 号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議につい

てを議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。船津委員長。

総務財政委員長（船津 宰）

議案第 34 号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、6 月 19 日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

－ 質 疑 な し －

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

－ 意 見 な し －

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 34 号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 34 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 10 議案第 35 号

議 長（白石雄二）

日程第 10、議案第 35 号 いきいきほーる空調設備等改修工事の請負契約の締結についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。船津委員長。

総務財政委員長（船津 宰）

議案第 35 号 いきいきほーる空調設備等改修工事の請負契約の締結について、6 月 19 日の総務財政委員会において、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

私は反対の立場から答弁いたします。いきいきほーるは平成7年に完成して、今年で約23年です。エアコンの生命はコンプレッサーです。モーターは半永久的にもてるんです。だから、一概に年数がきたからといって取り換えるべきじゃないと思います。まして屋内配線は太陽光線が当たらんから、劣化はそんなにしないんです。

そういう点も踏まえて、まだ使える部分はあると思います。この中で照明器具のLEDの取り換えには、なかなか省エネルギーでいいと思いますけれど、そういうエアコン部分です。そういう点をもって、全体的に判断すれば、私は反対といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにございませんか。討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第35号 いきいきほーる空調設備等改修工事の請負契約の締結について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第35号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第11 議案第36号

議 長（白石雄二）

日程第11、議案第36号 平成30年度水巻町一般会計補正予算（第1号）についてを、議題といたします。本案は、関係の各常任委員会に付託していただきましたので、関係の各常任委員長の審査報告を求めます。総務財政委員長。

総務財政委員長（船津 宰）

議案第36号 平成30年度水巻町一般会計補正予算（第1号）について、6月19日の総務財政委員会におきまして、当委員会に関する所管事項について、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

議案第 36 号 平成 30 年度水巻町一般会計補正予算（第 1 号）について、6 月 18 日の文厚産建委員会におきまして、当委員会に関する所管事項について、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

関係の各常任委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 36 号 平成 30 年度水巻町一般会計補正予算（第 1 号）について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 36 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 12 意見書第 5 号

議 長（白石雄二）

日程第 12、意見書第 5 号 NHK 放送受信事業の見直しに関する意見書についてを議題といたします。廣瀬議員に提案理由の説明を求めます。廣瀬議員。

3 番（廣瀬 猛）

提案理由、意見書第 5 号 NHK 放送受信事業の見直しに関する意見書について、地方自治法第 99 条の規定により内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、防衛大臣に対し、別紙のとおり提出するものです。提出賛成者は出利葉議員、住吉議員、船津議員であります。内容はお手元に配付しておりますとおりでございますので、よろしくご審議の上、全員のご賛同をお願い申し上げます。

議 長（白石雄二）

廣瀬議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。近藤議員。

14 番（近藤進也）

14 番、近藤です。以前にも同じような提案がなされていたと思います。やはり賛成者がいるということは、当然そのへんの議論もされたかと思いますが。この小さな町で派閥によらずして――。

議 長（白石雄二）

近藤議員。

14 番（近藤進也）

質問ですよ。

議 長（白石雄二）

質疑はしないような約束ごとで――。

14 番（近藤進也）

あの、先ほどから言いますけど、人の意見に対して遮ることはやめてください。議長はあくまでも不穏当な発言があれば、あとで皆さんにお諮りして削除するなり、あるいは自らの申し出によって削除を申し出るものです。事務局長が横から言うからといって、議長の面子を潰したらだめですよ。あなたの指示で間違った議長の判断になったら困りますので、そのへんのところお願いします。

議 長（白石雄二）

いや、その質疑はもういいですか――。

[「質問するんですよ。止めたんでしょ、私を。私が言っているのは、いいですか。」と発言する者あり。]

ちょっといいですか。ちょっといいですか。あの、岡田議員の質疑を許可するとかいろいろ問題が――。

[「岡田議員じゃないですよ。古賀議員のときに遮ったじゃないですか。」と発言する者あり。]

ちょっと、すみません。意見書に関する質疑については、日本共産党の小田議員からご提案で、意見書の案文は事前に配付しておりますので、提出者と十分協議を行ない、採決については質疑を控え、討論、採決を行なうという申し出が出ておりますけど。

[「実は、その趣旨とはまた違うんです。以前にも同じような意見書案が出たにも関わらず、

どうしてほかからまたこのようなものが出るのか。ということは、賛成者がいるということは、そのへんは事前に打ち合わせをされたんだと思います。私はそういうことを聞いておりません。ですから、申し合わせがどなたからあろうと私はそういうことは聞いておりませんので、質問をいたします。ですから、前と今回の件が、どこがどう違うのか——。」と発言する者あり。]

ちょっといいですか。これを聞いてないと言うけど、全員協議会でそういうお話があったでしょ。あなたは聞かれているはずですよ。

[「趣旨が違うでしょって言っているんですよ。」と発言する者あり。]

趣旨やなくして意見書で——。

[「分からないの、私の言っていることが。理解が足りないですよ。趣旨が違うでしょって言っている。私が言っているのは。」と発言する者あり。]

趣旨は、どういう意見書に対するものですか。

[「もう一度言いますよ。前出された意見書案と今回の意見書案の、どこがどう違うのか、説明をしてくださいって言っているんですよ。」と発言する者あり。]

委員長に。

[「そうですよ。議長には何も求めていませんよ。」と発言する者あり。]

わかりました。委員長、いいですか。

3 番（廣瀬 猛）

3月のときに提出した案件に関しては、基本的に補助制度を廃止することについては、私たちは反対で、むしろ補助制度の継続及び対象区域の拡大を求めていることに対して、今回の提出案は受信者が受信料の支払いを行なうことは、当然であることを前提としております。

補助制度の将来的廃止については、容認はいたしますが、唐突な廃止方針の周知は現状に則しておらず、防音工事等の検証作業を十分行なった上で廃止方針を示すなど、住民感情にも十分配慮し、現状に則した対応を行なうよう求めるものであります。

議 長（白石雄二）

近藤議員。

14 番（近藤進也）

書いてある文章を読むだけじゃなくて、私が聞いていることは、3月の分とどこがどう違うのか、そのところの根拠を求めているだけのことです。

議 長（白石雄二）

廣瀬議員。

3 番（廣瀬 猛）

只今述べたとおりでございます。

議 長（白石雄二）

近藤議員。

14 番（近藤進也）

では、意見のとき、討論のときに――。

[「議長、3回やなかったんですか。」と発言する者あり。]

[「だから自分でひきようやない。」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

ほかにございせんか。質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。井手議員。

9 番（井手幸子）

日本共産党を代表して討論を行ないます。我が党は3月議会において、一般質問で、NHK受信料の助成制度の継続を求め、これに対し美浦町長からも、国に対し他町から求められればともに声をあげていくという、前向きな答弁をいただきました。意見書は一般質問に関連し、NHK受信料補助制度の継続と対象区域の拡大を求める意見書を提出しましたが、反対の意見もどなたも述べられず、賛成少数で否決されました。

今回、廣瀬議員から提出されたNHK受信事業の見直しに関する意見書の内容は、防音工事を行なっても完全に騒音を遮断するには至っていないことを認め、唐突に期限を切った助成見直しを批判しています。

さらには放送聴取環境の変化等の検証を行なうべきだとし、実態に則した対応を強く求めておられます。

3月議会に提出した我が党の意見書では、完全に騒音を遮断するには至っていない事実を踏まえ、助成制度の継続と加えて助成制度対象区域の拡大を求めました。対象区域の拡大を除いては、今回提出された意見書の検証対応を求めることと、我が党の助成制度の継続は自衛隊機騒音被害に対する国民の負担軽減を求めるという点では、内容がそれほど変わらないのではない

かと理解しております。

賛成するか反対するかは議員の自由であります、同じ制度の見直しを求めるものであれば、議会の場においては筋を通し、3月議会で我が党の意見書に修正を求めるなり、反対の意見を述べるなどの態度を示すべきだったではありませんか。今、まだ、なぜ反対とされたのか、その理由がまったく分かりません。

NHKと契約を交わした受信料の支払いは当然ですが、30年以上もこの制度を続けておいて、今さら補助制度を廃止することについて我が党は反対です。我が党はあくまでもNHK受信料の補助制度の継続を求めるものですが、国民の負担軽減という立場に立てば賛同することができますので、賛成といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにございませぬか。近藤議員。

14 番（近藤進也）

態度を保留いたします。その理由は、先ほども申し上げました、このような小さな町で派閥争いはやめていただきたい。やはり議員は1人1人が町民の皆さんから選ばれているんですから、議会の賛同を皆さん得る以上は、事前の説明とそれから相互の理解とそして、先ほども共産党が言っていましたNHK受信料の問題については、当然申し入れとして町長が前向きに真摯に答えをしたわけですから。この期に及んで派閥争いの中で、この意見書案について賛成反対を決めるのではなく、皆さんで相互理解をもって真摯に対応していただけたらと思います。よってこの案については、私は態度を保留いたします。

議 長（白石雄二）

小田議員。

7 番（小田和久）

7番、小田です。共産党としては賛成の意見を述べたんですが。私は別の角度からちょっと発言したいんですが。この意見書の取り扱いについて、いっぺん議会運営委員会でしっかり議論してもらったほうがいいんじゃないかなというふうに思うんです。

とにかくこれまでのずっと経過見ると、共産党の意見書については、全部、意見を言うか、意見もほとんどないですけど、だいたい黙って反対と。黙って、要するに反対の立場をとるといようなことが続いているんですけども。

意見書というものは、だいたい、町民の立場に立ってどうなのかという判断をするべきだと思うんです。だから、議会が始まったら意見書をまず何日までにと、できるだけ早く意見書出すようになっているでしょ。そして途中で調整をするということになっているんです。その調整をするというときに、その意見書に対して意見があれば、このところは修正できないかと、町民の立場に立ったときに、ということで調整をするということがあるんだろうと思うんです。

そこらあたりの経緯について、意見書の取り扱いについて、もう一遍、しっかり議会運営委

員会で議論してみる必要があるんじゃないかということを、述べておきたいと思います。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにごいませんか。討論を終わります。只今から採決を行ないます。意見書第5号 NHK放送受信事業の見直しに関する意見書について、原案に賛成の方は挙手お願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、意見書第5号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第13 意見書第6号

議 長（白石雄二）

日程第13、意見書第6号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書についてを、議題といたします。小田議員に提案理由の説明を求めます。小田議員。

7番（小田和久）

7番、小田です。核兵器禁止条約への参加を求める意見書について、提案説明を行ないますが、案文についてはすでに皆さん方にお配りしておりますので、それを参考にさせていただいて、慎重審議の上、全員のご賛同をお願いして提案説明とさせていただきます。

議 長（白石雄二）

小田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。意見書第6号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手お願いいたします。

（賛成者挙手）

賛成少数と認めます。よって、意見書第6号は、否決いたしました。

日程第 14 意見書第 7 号

議 長（白石雄二）

日程第 14、意見書第 7 号 生活保護基準の引き下げをやめ、生活保護制度の充実を求める意見書についてを、議題といたします。岡田議員に提案理由の説明を求めます。岡田議員。

8 番（岡田選子）

8 番、岡田選子です。生活保護基準の引き下げをやめ、生活保護制度の充実を求める意見書の提案説明をさせていただきます。皆さんご存じのように生活保護制度は、5 年ごとに見直しが行われております。この 10 月から今政府は生活保護費削減を計画いたしておりますが、生活保護基準というものは、憲法第 25 条が保障する健康で文化的な最低限度の生活を送るために、必要な最低生活費を示すというもので、これ以上、貧困を許してはいけないという、そういう意味があるものだと考えています。

それで、健康で文化的な生活というものが、どういうものかということになるわけですが、ただ、かろうじて生きていければいいのかということではありません。適切な栄養がとれて健康、命を維持するものでありますと同時に、自尊心を保て、地域活動や友人との付き合いなど、社会生活に参加できる水準であってこそ、初めて人間らしい生活と言えるものではないかと考えています。

この生活保護基準は、最低賃金にも影響します。また、就学援助など低所得者向けの様々な施策の基準にもなっております。それを引き下げるということは、国民全体の暮らしを引き下げていくということになってまいります。ぜひ、今までの試算の仕方を変えていこうという動きもあるようでございます。ぜひ皆さんにご賛同いただきまして、これ以上、国民の暮らしを引き下げていくような方向は見直すべきだと、水巻町議会としての意見を上げさせていただきたいと思っておりますので、皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

議 長（白石雄二）

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行いません。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行いません。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

私は反対の立場から答弁いたします。この生活保護の施行は、昭和 25 年、朝鮮動乱によって日本の景気が上向いてきたことを背景に、施行されたと思うんです。戦後は、年配の方はご記憶と思えますけれど、米も塩もすべて国の管理下にあつて切符を持っていかんと米も買えなかったんです。そういう時代でした。だから、そういう、本当にその日その日の暮らしに困って

いる方を助けるためにできた法律であります。

できた法の趣旨はいいんですけど、現在では国民年金がこれより下回っているわけです。国民年金は満額もらっても40年かけても6万5千円ないんです。生活保護者は生活費だけで月に1人7万円あります。1人の生活者で。そして医療費は無料、住居費も3万2千円まで無料、こういう制度になっているわけです。

だから、昨日私は、私が貸している食堂に生活保護を受けている方が食事に来られました。店のおばちゃんが聞いていたんです。あなた今までどこに行ってたのかって聞いたら、パチンコ行ってきた帰りですと。私はこれを聞いてむかついたんです。一般労働者が汗水たらして働いているのに、パチンコに行って食事来ると。私が経営者やったら来るなど言いたいぐらい、はっきり言って。

彼女の住んでいる家は元々豪邸です。孫が大きくなるまではその昨日来た彼女に子どもの面倒をみせながら、子どもがある程度手がかからなくなったら、追い出しているんです。親子で芝居してから。こんなでたらめな仕組みがありますか。

だから、町は国民健康保険の制度があります。一番低所得の人でも75パーセントの減免がありますけれど。それでも生活保護よりも収入低い人は、国民健康保険税は払わないといけないんです。こういう不合理な世の中はありますか。しかもその彼女は、昨日来た彼女はなんて言っていますか。保護受けたら貯金ができるって言っているんですよ。証人がいます。

しかも遠賀郡の半分は水巻町じゃないですか。私は福祉事務所に行きました。1課、2課とあるんです。1つの課は、皆、水巻担当なんです。こんな馬鹿げたことありますか。

兵庫県のある市では、市長が偉かったんです。生活保護者がパチンコしてきたら、市に届けてくださいと提案したんです、市長が。私は偉いなと思ったんです。これが本当の政治家と思うんです。

だから、ある党が憲法第25条を盾にとって、よくこれを国会なんかで追及していますけれど、私はまして言うならば、国民年金生活者をどうするかが問題と思うんです。だから以上のことをもって、この意見書には私は反対といたします。以上です。

議長（白石雄二）

ほかにございませんか。小田議員。

7番（小田和久）

7番、小田です。古賀議員から、今反対の意見が出されましたけれど。確かに一部分を見た場合には、間違った保護者もおられると思います。しかし、そこだけを捉えて、判断していくとやっぱり間違うと思うんです。やっぱり憲法第25条の生活権を保障する、この生活保護基準の引き下げをやっぱりやめると、してはならないという立場と、生活保護制度の充実を求めていくという全体の水準を上げていくということが、私は必要だと思いますので、この意見書については賛成いたします。以上です。

議長（白石雄二）

ほかにございませぬか。討論を終わります。只今から採決を行ないます。意見書第7号 生活保護基準の引き下げをやめ、生活保護制度の充実を求めぬ意見書について、原案に賛成の方は挙手お願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第7号は、否決いたしました。

日程第15 意見書第8号

議長（白石雄二）

日程第15、意見書第8号 「働き方改革」一括法案の撤回を求めぬ意見書についてを、議題といたします。井手議員に提案理由の説明を求めます。井手議員。

9番（井手幸子）

9番、井手幸子です。意見書第8号 「働き方改革」一括法案の撤回を求めぬ意見書について、提案説明を行ないます。案文は、皆さんお手元のとおりでございます。

私はこの意見書を提出するにあたって、この法案がいかにより加減に作られたものであるかという理由を、以下3点述べたいと思ひます。

1つは、データのねつ造であります。議論の根拠とされた労働時間のデータ、これは国会の審議により、データがねつ造されていたということが発覚いたしました。その大きなところは安倍首相が、裁量労働制のほうが一般労働者より労働時間が短いという、これは全くのうそのデータであり、このデータの中の約2割はねつ造されたということが分かりました。そしてさらに、厚労省が公的統計の品質保証に関するガイドラインをもっており、これは信頼性が問われるものであります。

2つ目には、労働者の要望がないということであり、いくら働いても残業代がゼロになる高プロ、高度プロフェッショナル制度に対し、参考人質疑でも連合、全労連などの労働組合や過労死遺族がそろって反対しました。政府が言う労働者の要望というものは、全くなかったことが明らかになりました。高プロでは時間規制が撤廃され、平均月80時間の過労死ラインの倍の200時間の残業を連日しても、これは合法となります。過労死した場合には、自己責任とされます。

それと3つ目には、これは非正規格差を容認する法案であるということであり、安倍首相は同一労働同一賃金を実現すると繰り返してきましたが、この法案には同一労働同一賃金の文言は1つもありません。法案は配置転換をはじめ人材活用の仕組みなど、企業の恣意的判断で格差を容認することができます。国会での我が党の質疑で差別禁止の対象となるものは、パート労働者のわずか1.5パーセントであることが明らかになりました。格差是正とは名ばかりであることは否めません。

以上の3点の法案内容を理由にいたしまして、この法案は撤回をして労働政策審議会にもう

一度戻すべきだと考えます。以上をもって提案説明といたします。提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長。賛同者は小田議員、岡田議員です。どうぞ皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

議 長（白石雄二）

井手議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。意見書第8号 働き方改革一括法案の撤回を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成少数と認めます。よって、意見書第8号は、否決いたしました。

日程第16 意見書第9号

議 長（白石雄二）

日程第16、意見書第9号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書についてを、議題といたします。水ノ江議員に提案理由の説明を求めます。水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

4番、水ノ江です。意見書第9号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書について、地方自治法第99条の規定により内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣に対し別紙のとおり提出するものです。提出の賛成者は松野議員、久保田議員であります。内容はお手元に配付いたしておりますとおりでございます。よろしくご審議のうえ全員のご賛同をよろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。意見書第9号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賛成全員と認めます。よって、意見書第9号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第17 意見書第10号

議長(白石雄二)

日程第17、意見書第10号 日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書についてを、議題といたします。久保田議員に提案理由の説明を求めます。久保田議員。

6番(久保田賢治)

6番、久保田です。提案理由の説明を申し上げます。意見書第10号 日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書について、地方自治法第99条の規定により内閣総理大臣、厚生労働大臣に対し、別紙のとおり提出するものです。提出賛成者は、松野議員、水ノ江議員であります。内容はお手元に配付いたしておりますとおりでございますので、よろしくご審議の上、全員のご賛同をお願い申し上げます。

議長(白石雄二)

久保田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。近藤議員。

14番(近藤進也)

14番、近藤です。まずはじめに反対するものではありませんが、情報セキュリティに関しては、これまでもかつて住基ネット、そしてマイナンバー、それぞれ意見書が出されても、やはりこれはセキュリティの問題が問われてきたわけです。よって派閥によらず、個人的な感情によらず、町民の利益にかなったものであれば、多くの賛同をいただいて賛成すべき問題だと思っております。よって、私は賛成といたします。

議長（白石雄二）

ほかに。古賀議員。

13番（古賀信行）

私も近藤議員と同意見です。出す人によって意見書に反対する、こういう水巻町はよその町議会で見られない特異な形態と言えます。例えば共産党が提出したものは、いままで、公明党が反対する。また、ある派閥2つが反対する。こういうことじゃいけないと思うんです。やっぱり自分1人1人で判断して、これが町民のためになるかならないかで議員は判断すべきだと思います。私はこの件には賛成いたします。以上です。

議長（白石雄二）

討論を終わります。只今から採決を行ないます。意見書第10号 日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。もう少しはっきり手を挙げてください。はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、意見書第10号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第18 委員会報告について

議長（白石雄二）

日程第18、委員会報告について。去る3月定例会以降の各委員会において、審査、調査、研究された事項につき、各委員長より報告を求めます。1番、総務財政委員長、船津委員長。

総務財政委員長（船津 宰）

ご報告することはありません。

議長（白石雄二）

文厚産建委員長。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

ご報告することはありません。

議長（白石雄二）

議会運営委員長、入江議員。

議会運営委員長（入江 弘）

ご報告することはありません。

議 長（白石雄二）

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 議 な し —

質疑を終わります。

日程第 19 議員の派遣について

議 長（白石雄二）

日程第 19、議員の派遣についてを議題といたします。水巻町議会会議規則第 126 条の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議員の派遣について報告いたします。

日程第 20 閉会中の継続審査について

議 長（白石雄二）

日程第 20、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は各委員長から申し出のあった事項でありますので、原案のとおり可決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。以上で、今期定例会の日程が全部終わりましたので、平成 30 年第 2 回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 22 分 閉会